

駿河屋マイカード利用規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社駿河屋魚一(以下「当社」といいます)が発行する、以下に定義した駿河屋マイカード(カード名称、以下、本カード)電子マネー、ポイントサービスのご利用について規定するものであり、会員が本カードを使用して本カード電子マネー、ポイントサービスを利用するにあたり本利用規約が適用されます。

第2条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- 本カードとは、当社が発行し、本カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- 本カード電子マネー取扱店とは、電子マネーを取り扱う当社が指定する店舗(以下「カード取扱店」といいます)または施設をいいます。
- 本カードポイントサービス加盟店とは、ポイントサービスを提供する当社が指定する店舗(以下「カード加盟店」といいます)また施設をいいます。
- 本カード電子マネーカード取扱店は、駿河屋店舗のみとし、ファミーナ、キャンドゥ、移動販売、カード加盟店等では電子マネーの利用はできません。
- 本カード電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品(以下「商品等」といいます)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により本カードにチャージされた本カード電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- カードとは、当社発行の前払式証券である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金(以下「チャージ」といいます)することができます。また入金された金額をもってカード取扱店において、商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- 会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認の本カード電子マネーサービスの入会を申し込まれた個人の方で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができないう場合があることを承認するものとします。
- チャージとは、会員が、当社所定の方法により、本カードに本カード電子マネーを加算することをいいます。
- 本カード残高とは、本カードにチャージされ、会員が利用することのできる本カード電子マネーの量を示します。
- 利用端末とは、カード取扱店に設置された、本カード電子マネーの読取りおよび引き去り、取引データの記録その他の本カード電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条 (カードの発行)

- 当社が、カード取扱店において本カードを発行するものとし、会員は本規約に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。
- 会員は、本カードを受け取ったときに当該本カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。原則、本カードは、会員本人以外は使用できません
- 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、原則、会員は、カードを貸し・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
- 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

第4条 (不正使用等の禁止)

会員は、本カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条 (チャージ)

- 会員は、チャージ端末で当社所定の金額単位でチャージすることができます。
- 会員は、1枚の本カードに対して、本カード残高100,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は49,000円です。

第6条 (ご利用期限に関する制限)

- 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として3年間ご利用がない場合、当該本カードの電子マネーは無効となり、当該本カード電子マネーの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。(ご利用とは、入金、および本カードによる商品購入に利用をさします)
- お客様は、前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権、一切に関することができないうものとします。
- お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、十分注意しなければいけないものとします。

第7条 (本カード取扱店駿河屋店舗での電子マネーサービスの利用)

- 会員は、カード取扱店で本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、はがき・切手・印紙類、その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 会員がカード取扱店で本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員の本カードから利用額に相当する本カード電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該本カード電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
- 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識された本カード残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できる本カードの枚数は、1枚です。
- 会員は、本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される本カード残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該本カード残高について誤りがないことを了承したものとします。

第8条 (本カード残高の確認)

本カード電子マネーの残高は、本カード電子マネーサービス利用時のレシート、またはカード裏面のQRコードにて確認することができるものとします。

第9条 (本カードの合算)

会員は、本カード電子マネーを他の本カードに転移することはできません。

第10条(本カード発行手数料)

- 会員は、本カードの発行に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとします。
- 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第11条 (本カード電子マネーサービスの利用ができない場合)

- 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本カード電子マネーサービスを利用した商品等の購入もし(は提供を受けること、ならびに本カード残高の確認をすることができます。)
- 本カード電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - 本カード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
 - その他やむを得ない事由のある場合。

第12条 (退会および会員資格の喪失)

- 会員は、本カード残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員が本カードの会員資格を喪失した場合、本カード電子マネーサービスの利用ができなくなります。
- 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による本カード電子マネーの利用を直ちに中止させ、本カード残高をゼロとすることができます。
 - 本カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - 本カードを不正に使用・利用した場合。
 - 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。)
 - その他、会員が本規約に違反した場合。
 - 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切の本カード電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、本カード残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第13条 (換金等不可)

第20条第2項の場合を除き、本カード電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第14条 (本カードの破損・汚損時の再発行等)

- 当社は、本カードの破損・汚損等の理由により会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。この場合、会員に、第9条に定める発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項により本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された本カード残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。

第15条 (本カード喪失時の再発行等)

- 当社は、会員から紛失・盗難等により本カードを喪失した旨の届け出があった場合、当該本カードについて、使用停止の措置(以下「使用停止措置」といいます。)をとるものとします。
- 当社は、第三者から本カードを拾得した旨の届け出があった場合、当該本カードについて、使用停止措置をとる場合があります。
- 前二項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
- 当社は、紛失・盗難等により本カードを喪失した場合、会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、会員は第9条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項により本カードが再発行された場合、当社による本カードの使用停止措置が完了した時点の本カード残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了した場合に限ります。
- 会員が本カードの紛失・盗難等申し出から当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、本カード残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- 本カードの再発行後、会員が喪失した本カードを発見した場合、会員は、発見した本カードを破棄するものとします。

第16条 (カード取扱店との紛議)

- 会員が、本カード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
- 前項の場合においても、会員は、当社(カード取扱店)に対し、本カード電子マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第17条 (個人情報収集・利用)

会員(本条においては、本カード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)、は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および本カード電子マネーサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます。)、を当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

第18条 (反社会的勢力の排除)

会員(本条においては本カード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)、は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます。))に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第19条 (規約の変更)

- 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、本カード電子マネーサービスを利用した商品等の購入、本カード残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第20条 (本カード電子マネーサービスの終了)

- 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本カード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - 社会情勢の変化。
 - 法令の改廃。
 - その他当社のやむを得ない都合による場合。
- 前項の場合、会員は当社の定める方法により、本カード残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第21条 (制限責任)

第11条に定める理由およびその他の理由により、会員が本カード電子マネーサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第22条 (通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第23条 (業務委託)

当社は、本規約に基づく本カード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第24条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づき取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第25条 (準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

【ご相談窓口】

本カードに関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

カード発行元:株式会社駿河屋魚一 住所:高山市岡本町2丁目4番5地1

お問い合わせ:0577-34-5111

駿河屋マイカードポイントサービス特約

- 駿河屋マイカードポイントサービスは株式会社駿河屋魚一(以下「当社」とする)が実施運営し、「駿河屋マイカード」会(以下「会」とする)に各種サービスを提供するポイントプログラムです。
- 駿河屋マイカード(以下「カード」とする)は、全ての会員に対して、個人単位でポイントを加算し、ポイント数に応じて特典の提供を行います。一個人が複数のカードを持っている場合、当社は一枚に統合する権利を有します。統合する場合、原則、ポイント合算は行いません。
- 会員は、外国籍の方を含め中学生以上ならどこなでもご入会できます(但し、未成年者は保護者の確認を必要とします。)。会員への入会手続きは、当社各店舗のサービスカウンターもしくはレジにて行います。なお、カードのご提示のない場合には、ポイント加算できません。
- カードに関する手続き及び利用は登録している会員本人が原則、行うものとします。本人確認を必要とした場合、本人であることを確認させていただきます。
- 原則、積算されたポイントを会員間で共有、合算および譲渡することはできません。
- カードは、当社の各店舗でご利用いただけます。レジでのご精算の際、カードをご提示ください。お買上金額に応じてポイントを加算させていただきます。切手印紙類、商品券・金券、タバコ、宝くじ、送料、店頭販売等、その他別途定める一部商品もポイント対象外となります。
- 当社は、カードの紛失・盗難等を理由とする再発行は、再発行手数料を会員にご負担いただき再発行いたします。その際、コンピュータで管理しているポイントを付与してお渡しいたします。紛失されたカードが発見された場合は、すみやかに当社店舗へ返却してください。再発行後に紛失したカードを利用された場合は、不正使用にあたり必ずで会員資格の取消を行います。
- 会員が住所、氏名、電話番号を変更する場合、最寄の当社店舗に届出を行う必要があります。この届出が行われなかった場合、会員に不利益が生じても当社は一切の責任を負いません。
- 当社では、会員へのサービス向上およびより商品の提供等を目的とし、会員の個人情報をコンピュータにて管理しています。管理する情報は、会員の氏名、電話番号、住所といった当社が会員へのサービスを提供するにあたって必要とする情報が主なものになります。会員の個人情報においては、それに基づいた厳重なる管理を実施します。当社が管理する会員の個人情報は、配信等のサービスを委託した会社に会員の名前とあて先を知らせる場合など、第三者に通知する場合があります。ただし、第三者と当社との間において、会員の個人情報を当社が必要とするサービス以外に利用することがないように契約を取り交わし、情報の破棄を含めた取扱い方についてチェックを行うなど、管理については厳重に行います。ただし、正規の流手手続きにより開示の要求があった場合は、上記の限りではありません。
- 当社は会員に対して、ダイレクトメール、宣伝費用料や各種ご案内の送付、電話、ご自宅訪問等の営業活動を行う権利を有します。ただし、ダイレクトメール等の送付について会員の中止要請があればすみやかに中止いたします。
- 当社が必要と判断した場合(カードの忘れ物発生等)、会員情報に基づきお客様に電話等で連絡を取らせていただく場合があります。
- 会員を退会される場合は、このカードを当社各店舗にお持ちください。残ったポイントは精算できません。
- 駿河屋マイカードポイントサービスを終了する場合、その6ヶ月以内に、会員に告知いたします。
- 規約内容に関しましては、予告なく変更する場合があります。「駿河屋マイカード利用規約」をはじめとする案内書に記載の規定および告知内容(以下「確認事項」とする)については、最新の印刷物に記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改訂されたものと見なします。
- レジの故障、停電など設備の障害で一時的にサービスをご利用いただけないごこともあります。予めご了承ください。
- ポイントに関するお問い合わせは各店舗にご連絡ください。